

## 別紙1

### 令和5年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰 推薦要領

#### 1 推薦の対象者

介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績がみられた者。

なお、介護サービス事業所・施設等については、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく以下のサービス事業所・施設等とする。また、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含むこととする。

##### （1）訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所及び居宅療養管理指導事業所

##### （2）通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

##### （3）短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

##### （4）多機能型サービス事業所

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

##### （5）介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

#### 2 推薦者数

1から2程度。ただし、該当者がいない場合においてもその旨、回答願いたい。

#### 3 推薦事業者の選定方法等

（1）推薦事業者の選定については、地域の実情を踏まえて適切な方法で行っていただきたいが、例えば、以下のような方法が考えられる。なお、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」がある都道府県においては、当該認証の状況等についても

考慮されたい。

- ①都道府県において公募、審査を実施の上で表彰候補者を推薦
  - ②管内の関係事業者団体等と協議の上、表彰候補者を推薦
  - ③類似の取組を行っている場合は、その結果に基づき、表彰候補者を推薦 等
- (2) 厚生労働省の事業等に参画して一定の成果が得られた介護事業者や事例等を、別紙参考資料のとおりまとめているほか、以下の厚生労働省ホームページ等でも紹介しているところであり、推薦事業者の選定にあたり適宜参考にされたい。

(リンク先)

介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

- ・施設系サービスパイロット事業 ガイドライン (令和2年度改訂版)
- ・居宅サービス ガイドライン (令和4年度改訂版)
- ・医療系サービス ガイドライン (令和元年度改訂版)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>

(3) その他、推薦される介護事業者は以下の要件を満たしていることとして、別紙3の関係法令遵守報告書を都道府県知事に提出すること。

- ① 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法(昭和22年法律第49号)等の関係法令を遵守していること。
- ② 社会保険(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- ③ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有していないこと。

#### 4 調書等の作成、提出

(1) 別紙2の調書について、推薦する事業者と協議の上作成したものを、厚生労働省老健局高齢者支援課までに提出されたい。

提出期日：令和5年3月31日

提出先：kaigoseisansei@mhlw.go.jp

(2) 調書の2具体的取組の評価項目①から④について、それぞれが審査で配点される項目であるため、全ての項目を具体的に記入すること。ただし、①「介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組」については、ア「職員の待遇改善に係る取組」、イ「人材育成に係る取組」、ウ「介護現場の生産性向上に係る取組」のいずれかの取組のみの記載であっても、差し支えない。

- (3) 提出に際しては電子媒体のみとして、紙媒体の提出は不要とする。
- (4) 調書等の内容を補足するため、参考資料を添付することも可能とする。なお、提出に際して、電子媒体での送付が困難な場合、個別に連絡の上、厚生労働省老健局高齢者支援課が指定する部数の紙媒体を提出すること。
- (5) 調書等の提出と併せて、介護事業者の取組と関連する写真の電子媒体を提出すること。
- (6) 審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出や内容の照会をする場合がある。

## 5 表彰の種類、表彰数

推薦があった事業者については、厚生労働省老健局長による委嘱を受けた者によって構成される委員会の審査を経て、以下のとおり表彰する。

### (1) 内閣総理大臣表彰

特に優れた取組を行う事業者を数名程度

### (2) 厚生労働大臣表彰

#### ①優良賞

優れた取組を行う事業者を数名程度

#### ②奨励賞

上記以外の事業者（委員会において著しく不適当と判断された者を除く。）

## 6 留意事項

- (1) 本表彰は、介護事業者（事業所・施設）単位で表彰を行うものであり、運営法人単位で行うものではない。ただし、各事業者における取組を広く紹介するため、同一の法人が運営する事業者を複数推薦する事は避けていただきたい。（他の都道府県で推薦されている事業者と、運営法人が同一の場合はこの限りではない。）
- (2) 委員会による審査は本年5月頃に実施する予定である。また、本年夏頃を目途に、内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞を受賞した事業者に対する表彰式、内閣総理大臣との意見交換会を実施する予定であるため、表彰された事業者におかれては、事業者の代表者及び介護職員等といった現場の職員の両者の出席に御協力いただきたい。